

<PDF版>
(全部で13ページ)
ございます



傷 害 共 済

ご加入のしおり



全国生協連

2010.7

この共済事業は、ご加入者(組合員)の相互扶助によって、生活の共済をはかることを目的として運営されています。そのため、この趣旨に賛同された方が、出資金を払い込み組合員としてご利用いただくことになります。

- この共済事業の運営については21ページをご覧ください。
- この「ご加入のしおり」は、傷害共済のご加入に関する大切な事柄が説明されていますので、必ずご一読のうえ加入証書とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。
- この「ご加入のしおり」には、保障額一覧表を巻末に掲載しています。お手元の加入証書の記載内容と合わせ、ご加入の保障内容等を必ずご確認ください。
- ご不明な点がございましたらご加入の共済取扱団体までお問い合わせください(お問い合わせ先は22～23ページをご覧ください)。

【もくじ】

ご加入に関することについて……………	3
共済金のお支払いに関することについて……………	7
その他の事項について……………	12
〈別表1～7〉……………	14
この共済事業の運営について……………	21
お問い合わせ先一覧……………	22
保障額一覧表……………	24

ご加入に関することについて

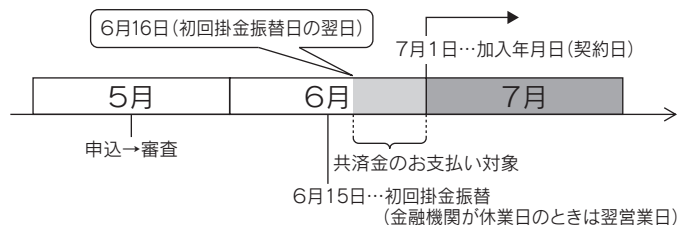
第1 ご加入の資格

ご加入できるのは、お申し込みの日(申込書受付日。郵送の場合は消印日。以下同じ)において、ご加入される組合のある都道府県内に居住されているかまたは職場があって、年齢が満60歳以上満70歳未満の方です。なお、この共済において、ご加入者は、共済契約者兼被共済者となります。

第2 保障期間(共済期間)と掛金の払込方法

- 1 保障開始日は、加入証書に記載の加入年月日(契約日)となります。ただし、初回掛金をいただいた日の翌日から加入年月日の前日までの間に共済金の支払事由の直接の原因が発生した場合には、初回掛金をいただいた日の翌日となります。

郵送申込の例)



- 2 当組合が申込書の内容を審査して承諾したときは、その日から20日以内に加入証書をご加入者に発行します。
- 3 加入証書の記載項目は次のとおりです。
 - (1) 当組合の名称
 - (2) ご加入者(共済契約者兼被共済者)の氏名および生年月日、並びにその他の被共済者を特定するために必要な事項
 - (3) 共済金受取人を特定するために必要な事項および死亡共済金受取人の氏名(死亡共済金受取人が指定または変更された場合)
 - (4) 共済金の支払事由
 - (5) 共済期間
 - (6) 共済金額
 - (7) 掛金およびその払込方法
 - (8) 加入年月日(契約日)
 - (9) 加入証書の作成日
- 4 保障期間(共済期間)は、初年度については保障開始日から初めて迎える3月31日までとなります。その後は更新されることにより、事業年度に合わせて毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となり、満80歳になられて初めて迎える3月31日までご加入を継続でき、その時点でご加入は終了となります。

この間、特にお申し出がない場合や掛金の滞納による失効(「第5 ご加入が失効となる場合」(5ページ))がない場合は毎年自動更新されますので、ご加入者が手続きをされる必要はありません。なお、ご加入が自動更新される場合には、加入証書の発行を省略させていただきます。

5 掛金は、ご指定の口座から毎月15日(金融機関が休業日のときは翌営業日。以下同じ)に翌月保障分の掛金として自動振替させていただきます。

なお、15日に振替ができなかった場合は、その月の28日(金融機関が休業日のときは翌営業日。以下同じ)に再度振替させていただきます。また、28日にも振替ができなかったときは翌月15日に、延滞した当月分の掛金と翌月分の掛金の2ヵ月分を合算して振替させていただきます。この場合、合算された合計金額での振替となり、一部の掛金のみ振り替えることはできません(なお、ご指定の口座から、当組合の他の共済の掛金も振り替えられる場合には、その掛金分も合算されます)。

したがって、口座の残高が合算された合計額に不足していますと、すべての掛金が振替不能となり、ご加入が失効となる場合がありますので、ご注意ください(「第5 ご加入が失効となる場合」(5ページ)をご参照ください)。

第3 ご加入が無効となる場合

1 次の場合は、ご加入が無効となります。

- (1) お申し込みがご加入者の意思によらなかったとき
- (2) お申し込みの日において、ご加入者が加入資格の年齢の範囲外であったとき、またはすでに亡くなられていたとき
- (3) この共済には重複してご加入することはできません。したがって、重複してご加入されたときは、重複分のご加入は無効となります。

2 ご加入が無効となる場合、共済金の支払事由が発生していても、そのご加入による共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしているときは、当組合は、その共済金の返還を請求することができます。

第4 ご加入が解除となる場合

1 ご加入者が、故意または重大な過失により、申込書の記載事項のうち、当組合が共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項として告知を求めた事項について、事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたときは、ご加入は将来に向かって解除されます。なお、この重要な事項には、ご加入者がすでに加入している他の契約(身体の傷害を原因とする共済(保険)事故に対して共済(保険)金を支払う、他の共済(保険)契約をいう)に関する事実を含みます。

この場合、共済金の支払事由が発生した後においても、当組合は解除することができ、共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、当組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、ご加入者または共済金受取人が、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明されたときには、共済金をお支払いします。

2 次の(1)~(5)のいずれかに該当する場合には、当組合は前記1による解除をすることができません。

- (1) 当組合が、ご加入の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

(2) 当組合のためにご加入の締結の媒介を行うことができる者(ご加入の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「共済媒介者」といいます)が、ご加入者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき。ただし、共済媒介者の行為がなかったとしても、ご加入者が、前記1の当組合が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときを除きます。

(3) 共済媒介者が、ご加入者に対し、前記1の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。ただし、共済媒介者の行為がなかったとしても、ご加入者が、前記1の当組合が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときを除きます。

(4) 当組合が、ご加入の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1ヵ月が経過したとき、またはご加入を締結した時(お申し込みの日)から5年を経過したとき

(5) 加入年月日(契約日)から2年以内に共済金の支払事由が生じなかったとき

3 前記1によるほか、次の(1)~(4)のいずれかに該当する場合についても、ご加入は将来に向かって解除されます。この場合、(1)~(4)までの事由が生じた時から解除した時まで発生した支払事由については、共済金はお支払いしません。また、すでに共済金をお支払いしているときは、当組合は、その共済金の返還を請求することができます。

(1) ご加入者(死亡共済金の場合を除く)または共済金受取人が当組合にこの共済に基づく共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合

(2) 共済金受取人が、この共済に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合

(3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合

(4) (1)~(3)のほか、当組合のご加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

4 ご加入の解除は、ご加入者に対する通知により行います。ただし、ご加入者の所在不明、死亡その他の理由でご加入者に通知できないときは、共済金受取人等への通知により行います。なお、共済金受取人等が2名以上のときは、そのうち1名の方への通知となります。

第5 ご加入が失効となる場合

掛金の振替が連続して3ヵ月できなかった場合、ご加入は失効します。この場合、当組合は、ご加入者に失効となったことを通知します。なお、失効が確定したときから1ヵ月以内で、かつその間に共済金の支払事由が発生しておらず、当組合が認めたときは、ご加入を復活できます。

第6 ご加入が取消となる場合

ご加入の締結に際して、ご加入者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があったときは、ご加入は取消となります。この場合、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。また、共済金の支払事由が発生していても共済金はお支払いしません。すでに共済金をお支払いしているときは、当組合は、その共済金の返還を請求することができます。

第7 ご加入が消滅する場合

ご加入者が亡くなられたときはその日において、または重度障害（「別表1」身体障害等級別支払割合表」の第1級（14ページ）のいずれかに該当する身体障害をいいます）となり共済金が支払われたときは重度障害となった日において、ご加入は消滅となり、終了します。

第8 ご加入者の解約による場合

ご加入者は、将来に向かってご加入を解約することができます。解約の手続きおよび効力については、「第14 ご加入内容の変更、解約などの手続き」の2（12ページ）をご参照ください。なお、この共済には解約返戻金はありません。

第9 掛金の払戻し

- 1 ご加入が「第3 ご加入が無効となる場合」（4ページ）により無効となる場合、無効となったご加入について、すでに払い込まれた掛金に相当する金額を払い戻します。ただし、すでに割戻金をお支払いしているときは、その金額を差し引きます。
- 2 ご加入が「第4 ご加入が解除となる場合」（4ページ）により解除となる場合、すでに払い込まれた掛金のうち、解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間にかかる金額を払い戻します。
- 3 ご加入が前記「第6 ご加入が取消となる場合」により取消となる場合、すでに払い込まれた掛金は払い戻しません。
- 4 ご加入が前記「第7 ご加入が消滅する場合」により消滅する場合、すでに払い込まれた掛金のうち、消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間にかかる金額を払い戻します。
- 5 1か月に満たない期間については、掛金の払戻しはされません。

第10 共済金のお支払い

- 1 共済金のお支払いの条件については、〈共済金支払基準〉（8～9ページ）をご参照ください。
- 2 掛金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合には、未収掛金が払込猶予期間中に払い込まれるまで共済金の支払いを留保、または支払うべき共済金から未収掛金を差し引きます。

第11 共済金のお支払いができない場合

- 1 〈共済金支払基準〉（8～9ページ）により共済金をお支払いできない場合のほか、ご加入が無効であったとき、解除されたとき、失効したとき、または取消されたときは、共済金をお支払いできません。ただし、ご加入が解除されたときは、共済金をお支払いできる場合があります。詳しくは、「第4 ご加入が解除となる場合」（4ページ）をご参照ください。
- 2 ご加入者についての共済金の支払事由が、次の(1)～(11)のいずれかによって生じた場合、共済金のお支払いができません。
 - (1) ご加入者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、共済金受取人がご加入者を故意または重大な過失により死亡させた場合で、その受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金の残額をその他の共済金受取人にお支払いします。
 - (2) ご加入者または共済金受取人の犯罪行為で、当組合が共済金を支払うことを不適当と認めるもの
 - (3) ご加入者の自殺または自殺行為
 - (4) ご加入者の死刑
 - (5) ご加入者の私闘で、当組合が共済金を支払うことを不適当と認めるもの*
 - ※「私闘で、当組合が共済金を支払うことを不適当と認めるもの」とは、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為をいいます。
 - (6) ご加入者の薬物依存*
 - ※「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、「薬物」には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
 - (7) ご加入者の精神障害または泥酔状態
 - (8) ご加入者の法令に定める運転資格を有しない運転、最高速度違反（25km/h以上の速度超過）の運転、酒気帯び運転もしくはこれに相当する運転、赤信号無視もしくはこれと同程度の運転、または遮断中もしくは警報中の踏切への立ち入り
 - (9) 原因にかかわらず、頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状*のないもの
 - ※「他覚症状」とは、神経学的検査、画像診断（検査）または脳波検査等の結果により、客観的、かつ医学的（器質的、神経学的）に外傷性異常所見の証明がなされている状態とし、患者自身の自覚（疼痛等）は含まれません。

- (10) ご加入者の脳疾患、病気または心神喪失
 (11) ご加入者が入院中に治療に専念しないで、医師の指示に従わなかったとき、必要以上の外泊などをしたとき、その他故意に入院を長びかせたものと判断されるとき
- 3 ご家族についての共済金の支払事由が、次の(1)～(3)のいずれかによって生じた場合、またはご加入者が亡くなられたのと同時にしくはそれ以後に生じた場合、共済金のお支払いができません。
- (1) そのご家族、ご加入者または共済金受取人の故意または重大な過失
 (2) そのご家族、ご加入者または共済金受取人の犯罪行為で、当組合が共済金を支払うことを不適当と認めるもの
 (3) 前記2(3)～(10)の事由に該当する場合(この場合は「ご加入者」を「そのご家族」と読み替えます)

- 4 共済金の支払事由が発生した場合に、正当な理由がなく、その事実を遅滞なく当組合に通知することを怠ったとき、または共済金のご請求に際して、共済金受取人が共済金支払請求書類に不実のことを記載し、または共済金支払請求書類や共済金の支払事由にかかる証拠を偽造もしくは変造したときは、支払うべき共済金から、それにより当組合が被った損害の額を差し引きします。
- 5 地震、戦争、感染症の流行などにより一時に大量の共済金の支払事由が発生し、この共済制度の計算の基礎に影響が生じる場合は、その影響の程度に応じて共済金を削減してお支払いさせていただきます。
- 6 共済金、掛金の払戻金および割戻金の支払いを請求する権利は、3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。

<共済金支払基準>

原因	対象	支払事由	保障額	要件	お支払いの限度
不慮の事故(交通事故を含む)	ご加入者	死亡 重度障害	1,000万円	保障期間内に発生した事故を直接の原因として事故の日からその日を始めて180日以内の死亡または障害が対象となります。	死亡共済金と重度障害共済金を重複してお支払いすることはありません。また、死亡または重度障害となり共済金が支払われる場合は、その事故と同一の事故で生じた他の後遺障害はお支払いの対象となりません。
		後遺障害	<別表1> (14～17ページ)による金額		
	入院	日額 10,000円	1. 保障期間内に発生した事故を直接の原因とした病院、診療所等での治療のための入・通院が対象となります。 2. 入院は、事故の日からその日を始めて180日以内に開始された入院が、1回につき継続して5日以上となった場合が対象となります。ただし、入院の初日から4日分は免責(支払対象としない)となります。 3. 通院は、1回につき14日以上入・通院された場合で、事故の日からその日を始めて180日以内の通院が対象となります。なお、1回につき通院日数が14日未満でも、入院と通院の合計日数が14日以上であれば、その通院日数は保障の対象となります。	1. お支払いの対象となる入・通院の日数は、1回の入・通院につき次のとおりです。	
	ご家族	死亡 重度障害	1人50万円 1人5万円	保障期間内に発生した事故を直接の原因として事故の日からその日を始めて180日以内で、かつ保障期間内の死亡または重度障害が対象となります。	死亡共済金と重度障害共済金を重複してお支払いすることはありません。
	通院	日額 2,200円			

注 意 事 項
1. 「重度障害」とは、(別表1)の第1級(14ページ)のいずれかに該当する身体障害をいいます。また、重度障害共済金の請求前にご加入者やご家族が死亡した場合は、重度障害の状態にならずに死亡したものとみなします。
2. 上記1.の「重度障害」には保障の開始前日までにすでに生じていた障害状態に、保障の開始日以後のケガ(保障の開始前日までにすでに生じていた障害状態の原因となった病気またはケガと因果関係のないケガに限る)を原因とする障害状態が新たに加わり、(別表1)の第1級(14ページ)のいずれかに該当した場合も対象となります。
3. ご加入者やご家族の生死が不明の場合でも、事故により死亡されたものと当組合が認めたときは、共済金をお支払いします。
4. 「後遺障害」とは、(別表1)(14～17ページ)の第2級以下のいずれかに該当する身体障害をいいます。保障額についてもご確認ください。
5. 当組合は、障害の認定について身体障害の状態が確定するまで決定を延期することができます。
6. 「事故」とは、(別表2)(17～18ページ)で規定する不慮の事故とし、急激で偶発的な外来の事故をいいます。また、(別表3)(18ページ)で規定する所定の感染症は「事故」のお取り扱いとなります。なお、次の場合などは「事故」とはみなされません。 (1) 病気や体質的な要因をお持ちの方が軽微な外因により発症し、または症状が増悪したとき (2) 呼吸障害、嘔下障害、精神神経障害の状態にある方に生じた食物などの吸入または嘔下による気道閉塞または窒息 (3) 病気の診断または治療中に生じたもの
7. プレート除去、植皮術または瘢痕形成のための保障期間内の入院は、事故の日からその日を始めて180日経過後であっても、その事故による1回の入院日数の限度内でお支払いの対象となります。
8. 「病院、診療所等」とは、(別表4)(19ページ)で規定するものをいいます。
9. 「入院」とは、(別表5)(19ページ)で規定するものをいいます。
10. 「通院」とは、(別表6)(19ページ)で規定するものをいいます。
11. 入院や通院の期間が重複する場合は、入院による共済金や通院による共済金を重複してお支払いすることはできません。
12. 医師の認定により退院して差し支えないとされた日の翌日以降の入院は、お支払いの対象となりません。
13. 事故のときすでにあった身体障害や傷病の影響により傷害が重大となった場合、または正当な理由がなく治療を怠ったため傷害が重大となった場合は、それらの影響がなかった場合に相当する額の共済金をお支払いします。
14. 「ご家族」とは、ご加入者と同一世帯に属し、住民票によって同一住所に居住していると認められる方をいいます。ただし、勤務や修学、療養などの事情により住居を異にされている方を含まず。

第12 共済金の受取人

- 1 ご加入者についての共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、ご加入者の死亡共済金受取人は、ご加入者が死亡した時点における続柄による、下表の①～⑫の順位において上位の方となります。なお、ご加入者の死亡共済金受取人が、表の②～⑫の場合において複数のときは、その受取割合は均等となります。

ご加入者の死亡共済金受取人とその順位	
①ご加入者の配偶者	
ご加入者と同一世帯に属する*	②ご加入者の子
	③ご加入者の孫
	④ご加入者の父母
	⑤ご加入者の祖父母
	⑥ご加入者の兄弟姉妹
ご加入者と同一世帯に属さない	⑦ご加入者の子
	⑧ご加入者の孫
	⑨ご加入者の父母
	⑩ご加入者の祖父母
	⑪ご加入者の兄弟姉妹
⑫ご加入者の甥姪	

※「同一世帯に属する」とは、住民票によってご加入者と同一住所に居住していると認められることをいいます。ただし、ご加入者と住所を異にしている場合でも、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断される場合は、同一世帯に属するものとします。また、各順序の同一世帯に属する方の中では、健康保険証または税務上等の証明書等によりご加入者によって扶養されていると認められる方を上位とします。

- 2 ご家族についての死亡・重度障害を支払事由とする共済金の受取人は、死亡の場合には、死亡された方の相続人、重度障害の場合には、重度障害になられた方となります。
- 3 ご加入者は、当組合の承認を受けて、次の方に限ってご加入者の死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (1) ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
 - (2) 特別な事情がある場合で、次の方
 - ① 前記1の表②から④までの方
 - ② ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と同居もしくは日常生活において世帯員と同様な生活状態にある方またはそれに準ずる方
- 4 ご加入者の死亡共済金受取人の指定または変更について当組合が承認した場合には、その指定または変更は、ご加入者が当組合に指定または変更の通知を発した時から効力を生じます。ただし、その通知が当組合に到着する前に、当組合が変更前の死亡共済金受取人に共済金をお支払いしていた場合には、その後共済金の請求を受けても、共済金はお支払いしません。
- 5 前記3および4により、ご加入者の死亡共済金受取人の指定または変更がされた場合は、その後ご加入者が更新されたとしても、引き続き同一内容で死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- 6 指定または変更されたご加入者の死亡共済金受取人が、ご加入者の死亡共済金の支払事由の発生前に死亡し、ご加入者により新たなご加入者の死亡共済金受取人の変更がなされなかった

場合は、ご加入者の死亡共済金受取人は前記1の表によることとなります。

- 7 遺言により共済金受取人の指定または変更をすることはできません。
- 8 ご加入者の死亡共済金以外の共済金については、受取人を指定または変更することはできません。

第13 共済金のご請求からお支払いまで

- 1 共済金の支払事由が生じたときは、遅滞なくお電話または郵便はがきで当組合までご連絡ください。ご請求に必要な用紙をただちにお送りします。ご請求の際には、遅滞なく共済金の請求に必要な書類（「別表7」共済金支払請求の場合の提出書類（20ページ））を当組合までご提出ください。なお、共済金の請求に必要な書類は、当組合からお送りする書類に記載されています。
- 2 「第12 共済金の受取人」（10ページ）により、同順位の受取人が2名以上のときは、代表者1名をご選定のうえ、その方が手続きをされますようお願いいたします。
- 3 前記1および2により、共済金のご請求を受けた場合には、共済金の請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日からその日を含めて5日以内に、当組合の指定する場所において（口座振込により）共済金をお支払いします。ただし、次の(1)～(3)に該当する日は5日を含めません。
- (1) 土曜日および日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌月3日までの日
- 4 当組合は、前記3にかかわらず、共済金の支払事由または共済金が支払われない事由の有無、ご加入の無効、解除または取消事由の有無その他当組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な確認または調査が必要な場合には、共済金の請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日からその日を含めて30日を経過する日を共済金の支払うべき期限とします。
- 5 当組合は、前記4の確認または調査において、下表の(1)～(6)のいずれかに該当し、前記4に定める日までに必要な確認または調査ができない場合には、前記3および4にかかわらず、共済金の請求に必要な書類が当組合に到着した日の翌日からその日を含めて下表に定める日数（複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最長の日数）が経過する日を共済金の支払うべき期限とします。

確認または調査	日数
(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等への面談または書面等による確認または調査が必要な場合	90日
(2) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等が必要な場合	
(3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を行う必要がある場合	
(4) 警察、検察等の捜査機関または裁判所、消防その他公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合	180日
(5) 日本国外において、確認または調査が必要な場合	
(6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域において、確認または調査が必要な場合	60日

- 6 当組合は、前記4および5の確認または調査を行う場合には、確認または調査が必要な事項およびその確認または調査を終えるべき時期を共済金を請求された方(共済金受取人の代表者)にお知らせします。
- 7 当組合は、前記4および5の確認または調査に際し、ご加入者または共済金受取人が正当な理由がなくこの調査等を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む)、これにより確認または調査が遅延した期間については、前記4および5の期間に算入しません。このことは、当組合がご加入者に対し、医師による診断を求めたときも同様です。
- 8 当組合が定める共済金の支払うべき期限を超えた期間について、民法(明治29年法律第89号)に基づき遅延利息をお支払いします。

その他の事項について

第14 ご加入内容の変更、解約などの手続き

- 1 ご住所や姓名に変更が生じる場合または掛金振替指定口座を変更される場合、共済金受取人を指定または変更される場合は、すみやかに当組合までご連絡ください。
- (1) 住所変更の場合は、お電話または郵便はがきで、①ご加入者番号、②ご加入者の氏名、③新旧の住所・電話番号、④口座変更の有無をお知らせください。なお、他府県へ転出される場合は、事前にご相談ください。
※ご加入者等への当組合からのお知らせは、申込書に記載されている住所あてに行きます。なお、転居等によるご加入者からの住所変更の届出がないときは、すでに届けられている住所への発送をもって、当組合からのお知らせが届いたものとさせていただきます。
- (2) 姓名変更の場合は、お電話または郵便はがきで姓名変更申請書をご請求いただき、これにご記入のうえ必要書類を添えてお送りください。なお、添付していただく必要書類は、当組合からお送りする書類に記載されています。
- (3) 掛金振替指定口座を変更される場合は、お電話または郵便はがきで預金口座振替依頼書をご請求いただき、これに必要な事項をご記入のうえお送りください。
- (4) 共済金受取人を指定または変更される場合は、お電話または郵便はがきで申請書等をご請求いただき、これに必要な事項をご記入のうえお送りください。なお、共済金受取人の指定または変更は、「第12 共済金の受取人」の3(10ページ)に定める範囲となり、当組合の承認が必要です。
- 2 解約される場合は、加入証書裏面の通信欄にその旨を記入され、署名捺印のうえお送りください。解約手続き完了後、お知らせします。掛金の振替は消印日(当組合に持参されたときはその受付日)の属する月を最後に停止され、保障は最後に掛金が払い込まれた月の翌月末日をもって終了します。
ご加入の組合からも脱退される場合は、「脱退、出資金返還請求」
と明記して組合員証も同時にご返送ください。なお、この共済

を解約されても当組合の「新型火災共済」や「生命共済 熟年型」などにご加入されている場合は、引き続き組合員となっていた
だ
く
必
要
が
あ
り
ま
す。

第15 割戻金のお支払い

毎年3月に決算を行い、剰余金が生じたときは3月31日において加入されているご加入者に割戻金を還元します。

割戻金は、前年4月保障分から当年3月保障分として払い込まれた掛金に割戻率を乗じて得た金額を、8月上旬に掛金振替指定口座にお支払いします。解約や失効などにより3月31日において有効に成立していないご加入などは対象となりません。なお、割戻金の一部(その年度分として払い込まれた掛金の5%相当)を、出資金に振替させていただきます。ご加入の組合から脱退するとき
は、出資金返還手続きをおとりいただきます。

第16 制度内容の変更

この共済は、消費生活協同組合並びに厚生労働省認可の共済事業規約、実施規則に基づいて運営されており、これらに定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

掛金または保障額は死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。

制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。

第17 異議の申立て

- 1 共済金のお支払いなどに関する当組合の審査決定に不服があるご加入者または共済金受取人は、当組合の審査委員会に対して異議を申し立てることができます。
- 2 異議の申立ては、当組合の審査決定を知った日から60日以内に書面によって行ってください。
- 3 異議の申立てを受けた場合、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を通知します。

第18 ご加入の共済についての照会、その他お問い合わせ等

ご加入の共済についての照会やその他お問い合わせ等につきましては、22~23ページをご覧ください。

<別表1> 身体障害等級別支払割合表

等級と保障額	障害内容
第1級 (重度障害) 1,000万円 ※ご家族の重度障害は1人5万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したもの 2. そしゃくおよび言語の機能を廃したものの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したものの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したものの 9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 10. 両眼の視力が0.02以下になったもの 11. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 13. 両上肢を手関節以上で失ったもの 14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第2級 900万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能を廃したものの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの
第3級 800万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 1上肢をひざ関節以上で失ったもの 5. 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したものの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第4級 700万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 1上肢を手関節以上で失ったもの 5. 1下肢を足関節以上で失ったもの 6. 1上肢の用を全廃したものの 7. 1下肢の用を全廃したものの 8. 両足の足指の全部を失ったもの
第5級 600万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 8. 1手の5手指または母指を含み4手指を失ったもの
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

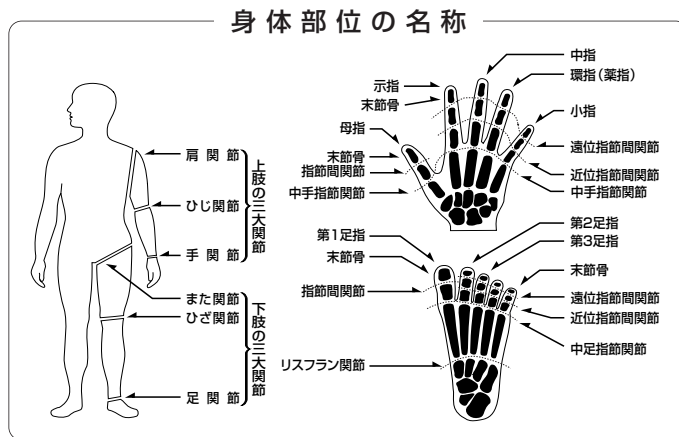
第6級 500万円	<ol style="list-style-type: none"> 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 1手の母指を含み3手指または母指以外の4手指を失ったもの 7. 1手の5手指または母指を含み4手指の用を廃したものの 8. 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したものの 12. 女性の外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの
第7級 450万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 1手の母指を含み2手指または母指以外の3手指を失ったもの 4. 1手の母指を含み3手指または母指以外の4手指の用を廃したものの 5. 1下肢を5cm以上短縮したものの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの 8. 1上肢に偽関節を残すもの 9. 1下肢に偽関節を残すもの 10. 1足の足指の全部を失ったもの
第8級 300万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃくおよび言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 1耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1手の母指または母指以外の2手指を失ったもの 13. 1手の母指を含み2手指または母指以外の3手指の用を廃したものの 14. 1足の第1足指を含み2足指以上を失ったもの 15. 1足の足指の全部の用を廃したものの 16. 生殖器に著しい障害を残すもの
第9級 200万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.1以下になったもの 2. 正面視で複視を残すもの 3. そしゃくまたは言語の機能に障害を残すもの 4. 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 1手の母指または母指以外の2手指の用を廃したものの 8. 1下肢を3cm以上短縮したものの 9. 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの 10. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの

<p>第10級 150万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害または著しい運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6. 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7. 脊柱に変形を残すもの 8. 1手の示指、中指または環指(薬指)を失ったもの 9. 1足の第1足指を含み2足指以上の用を廃したもの 10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
<p>第11級 100万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の眼球に著しい調節機能障害または著しい運動障害を残すもの 2. 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 9. 1手の小指を失ったもの 10. 1手の示指、中指または環指(薬指)の用を廃したものの 11. 1足の第2足指を失ったもの、第2足指を含み2足指を失ったものまたは第3足指以下の3足指を失ったもの 12. 1足の第1足指または他の4足指の用を廃したものの 13. 局部に頑固な神経症状を残すもの 14. 男性の外貌に著しい醜状を残すもの 15. 女性の外貌に醜状を残すもの
<p>第12級 70万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 3. 正面視以外で複視を残すもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 5. 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7. 1手の小指の用を廃したものの 8. 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 9. 1下肢を1cm以上短縮したもの 10. 1足の第3足指以下の1または2足指を失ったもの 11. 1足の第2足指の用を廃したもの、第2足指を含み2足指の用を廃したものまたは第3足指以下の3足指の用を廃したものの
<p>第13級 40万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの 2. 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3足指以下の1または2足指の用を廃したものの 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 男性の外貌に醜状を残すもの

〈備考〉

1. 視力の測定は、万国式視力表により、矯正視力について測定します。
2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。
6. 身体障害が複数生じた場合は、最も重い等級の身体障害を基準として共済金をお支払いします。
7. 身体障害等級の認定は、上記1.から6.によるほか、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)など、労働者災害補償保険における障害等級の認定方法に準じて行います。
8. 身体障害者手帳に記載されている障害の等級とは異なります。



〈別表2〉 対象となる不慮の事故の定義

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません)で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E800~E807
2. 自動車交通事故	E810~E819
3. 自動車非交通事故	E820~E825
4. その他の道路交通機関事故	E826~E829
5. 水上交通機関事故	E830~E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840~E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846~E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850~E858
9. その他の固体、液体、ガス、および蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎並びにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860~E869

10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温(E900)中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化(E902)」、「旅行および身体動揺(E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置(E904)中の飢餓、渇」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息(E911)」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息(E912)」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動(E927)中の過度の肉体的行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故(E928)中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用する有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。 また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑(E978)」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999

<別表3> 不慮の事故として取り扱う感染症の定義

不慮の事故として取り扱う「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類番号
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎(ポリオ)	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り)	U04

<別表4> 病院、診療所等の定義

「病院、診療所等」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(ただし、入院の場合には、患者を収容する施設を有する診療所とします)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設並びに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所
- (3) 当組合が前記(1)の病院または診療所と同等と認めた日本国外の施設

<別表5> 入院の定義

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含む。以下同じ)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院、診療所等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、この「入院」に該当しないものとします。

※自宅等での療養や通院での治療が可能であるにもかかわらず入院している場合は、この「入院」に該当しません。

<別表6> 通院の定義

1. 「通院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。以下同じ)による治療(柔道整復師による施術を含む。以下同じ)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院、診療所等において医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

ただし、当組合は、実際に通院しない日であっても、骨折等の傷害(切り傷・挫傷・打撲を除く)を被った部位(骨折以外の傷害の場合には、頭部・顔面部・頸部・胸腰部を除く)を固定するため、医師の指示によりギプス等の固定具を常時装着した結果、日常生活に著しい障害があると当組合が認め、かつ、「固定具装着による実通院扱い限度期間」に掲げる基準に該当するときは、その固定具装着期間の一部または全部を実通院日とみなすことができるものとします。

2. 前記1.の「固定具装着による実通院扱い限度期間」とは、次に示すものとします。

分類	実通院扱い限度期間
ギプス	固定具装着期間の全期間
ギプス以外の固定具	固定具装着期間(複数のギプス以外の固定具を切り替えた場合を含む)のうち30日間(ただし、手指・足指の場合には14日間)

<備考>

1. ギプス(ギプス・ギプス包帯等)とは、患者側による取り外しが不可能なものとします。
2. ギプス以外の固定具とは、シーネ(副木)など患者側による取り外しが可能なものとします。
3. 内固定、サポーター、テーピング、三角巾は固定具とみなしません。
4. 固定具装着期間は、固定具装着開始日からその日を含めて起算します。また、固定具装着期間内に実通院日がある場合には重複して実通院日とみなしません。
5. ギプス固定からギプス以外の固定具に変更して固定した場合(その逆の場合も含む)には、ギプス固定の期間とギプス以外の固定期間について、それぞれ上記基準のとおり、実通院日とみなします。

<別表7> 共済金支払請求の場合の提出書類

「共済金支払請求の場合の提出書類」は、共済金支払請求書および確認または調査のための承諾書の他、次に掲げるものとします。

共済金の種類		提出書類
死亡共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)加入証書 (2)死亡診断書(死体検案書) (3)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (4)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (5)ご加入者および共済金受取人の戸籍謄本 (6)ご加入者および共済金受取人の住民票 (7)共済金受取人の印鑑証明書
重度障害共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)加入証書 (2)障害診断書 (3)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (4)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (5)ご加入者の戸籍謄本 (6)ご加入者の住民票 (7)ご加入者の印鑑証明書
後遺障害共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)障害診断書 (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (4)ご加入者の印鑑証明書
入院共済金 通院共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)入・通院を証する書類 (診断書・入院院証明書) (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書)
ご家族の死亡共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)死亡診断書(死体検案書) (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (4)当該ご家族および当該ご家族の相続人の戸籍謄本 (5)当該ご家族および当該ご家族の相続人の住民票 (6)当該ご家族の相続人の印鑑証明書
ご家族の重度障害共済金	不慮の事故(交通事故を含む)による	(1)障害診断書 (2)不慮の事故(交通事故)であることを証する書類 (被災証明書または事故証明書) (3)事故状況についての申告書 (事故状況報告書) (4)当該ご家族の戸籍謄本 (5)当該ご家族の住民票 (6)当該ご家族の印鑑証明書

<備考>

- 当組合は、上記書類以外の書類(代表受取人選任届、確約書など)の提出を求め、または上記書類の一部の省略を認めることができます。
- 各種証明書等の取得にかかる費用は、共済金を請求される方のご負担となります。

この共済事業の運営について

- この共済事業*は、全国生活協同組合連合会(全国生協連)が、消費生活協同組合法(生協法)に基づき、厚生労働省の認可を受けて実施しています。
※この共済事業は、一般に「県民共済」と呼ばれていますが、都・道・府ではそれぞれ「都民共済」「道民共済」「府民共済」、また神奈川県では「全国共済」の名称で行われています。
- この共済事業の実施にあたり、全国生協連の会員となった各生協(会員生協)が、各都道府県における共済取扱団体となっています。
- 全国生協連は生協法に基づき厚生労働省の設立認可を受け、また、会員生協は都道府県の設立認可を受けた、それぞれ独立した消費生活協同組合(生協法人)です。

全国生協連と会員生協は、都道府県民共済グループとして、この共済事業を連携して運営するとともに、それぞれ次の役割を担っています。

全国生協連：共済元受団体として、ご加入者から掛金を受け、共済金をお支払いする責任を負います。

会員生協：全国生協連からの業務委託を受け、共済取扱団体として、共済のご加入や共済金のお支払いに関する対応、事務手続き等を行います。

●都道府県民共済グループ●



- この共済にご加入されるには、生協法に基づき、全国生協連を構成する各会員生協に出資金を払い込み、会員生協の組合員となっただけ必要があります。また、共済のご加入中は、組合員である必要があります。

●お問い合わせは、加入されている共済取扱団体(各都道府県認可)へお願いいたします。

県民共済	
(青森) 青森県民共済生活協同組合	☎017-732-7150(代) 〒030-0803 青森市安方2-7-36 善知鳥ビル
(岩手) 岩手県民共済生活協同組合	☎019-625-1287(代) 〒020-0025 盛岡市大沢川原2丁目6-26
(宮城) 宮城県民共済生活協同組合	☎022-374-4588(代) 〒981-3112 仙台市泉区八乙女2-3-1
(秋田) 秋田県民共済生活協同組合	☎018-823-0131(代) 〒010-0951 秋田市山王3-5-23
(山形) 山形県民共済生活協同組合	☎023-628-8301(代) 〒990-0043 山形市本町2-4-3 本町ビル
(福島) 福島県民共済生活協同組合	☎024-522-3361(代) 〒960-8031 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル9F
(茨城) 茨城県民共済生活協同組合	☎古河局 0280-32-1911(代) 〒306-0013 茨城県古河市東本町1-22-26-201
(栃木) 栃木県民共済生活協同組合	☎028-627-2030(代) 〒321-0974 宇都宮市竹林町488-2
(群馬) 群馬県民共済生活協同組合	☎027-251-6968(代) 〒371-0846 前橋市元総社町76番1
(埼玉) 埼玉県民共済生活協同組合	☎048-855-5221(代) 〒338-8601 さいたま市中央区上落合2-5-22
(千葉) 千葉県民共済生活協同組合	☎047-432-8500(代) 〒273-8686 千葉県船橋市本町2-3-11
(新潟) 新潟県民共済生活協同組合	☎025-243-7730(代) 〒950-0908 新潟市中央区幸西1-1-20
(富山) 富山県民共済生活協同組合	☎076-423-0200(代) 〒939-8084 富山市西中野町1-1-9
(石川) 石川県民共済生活協同組合	☎076-263-5011(代) 〒920-0901 金沢市彦三町2-1-10 真和ビル3F
(静岡) 静岡県民共済生活協同組合	☎054-254-5581(代) 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー20～21F
(愛知) 県民共済愛知県生活協同組合	☎052-953-3211(代) 〒460-0003 名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス4F
(岐阜) 岐阜県民共済生活協同組合	☎058-276-0026(代) 〒500-8691 岐阜市茜部菱野2-82-1
(三重) 三重県民共済生活協同組合	☎059-221-3355(代) 〒514-0009 津市羽所町388 津 三交ビルディング2F
(長野) 長野県民共済生活協同組合	☎026-228-6289(代) 〒380-0824 長野市南石堂町1282-11
(滋賀) 滋賀県民共済生活協同組合	☎077-583-0601(代) 〒524-0022 守山市守山3-24-11
(奈良) 奈良県民共済生活協同組合	☎0742-30-0012(代) 〒630-8115 奈良市大宮町1-7-14

(兵庫) 兵庫県民共済生活協同組合	☎078-925-9230(代) 〒651-2144 神戸市西区小山三丁目2番1号
(和歌山) 和歌山県民共済生活協同組合	☎073-472-8822(代) 〒640-8341 和歌山市黒田39 黒田ビル402号
(島根) 島根県民共済生活協同組合	☎0852-27-3171(代) 〒690-0003 松江市朝日町463-7
(岡山) 岡山県民共済生活協同組合	☎086-235-3420(代) 〒700-0815 岡山市北区野田屋町1-10-13
(広島) 広島県民共済生活協同組合	☎082-263-6888(代) 〒732-0051 広島市東区光が丘14-10
(山口) 山口県民共済生活協同組合	☎0834-21-8405(代) 〒745-8691 周南市桜馬場通1-16
(香川) 香川県民共済生活協同組合	☎087-862-3373(代) 〒760-0018 高松市天神前5-18 ルモンド田中ビル4F
(福岡) 福岡県民共済生活協同組合	☎092-261-5551(代) 〒812-8680 福岡市博多区網場町4-5
(長崎) 長崎県民共済生活協同組合	☎095-842-8177(代) 〒852-8115 長崎市岡町3-10
(熊本) 熊本県民共済生活協同組合	☎096-211-2215(代) 〒860-0035 熊本市呉服町2丁目7番地
(大分) 大分県民共済生活協同組合	☎097-537-3646(代) 〒870-0021 大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル
(宮崎) 宮崎県民共済生活協同組合	☎0985-27-8768(代) 〒880-0877 宮崎市宮脇町127番地1
(鹿児島) 鹿児島県民共済生活協同組合	☎099-214-5666(代) 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町21-3
都民共済	
(東京) 東京都民共済生活協同組合	☎03-3980-0271(代) 〒170-6061 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 36F
道民共済	
(北海道) 北海道民共済生活協同組合	☎011-611-2456(代) 〒064-0820 札幌市中央区大通西20丁目1-2
府民共済	
(京都) 京都府民共済生活協同組合	☎075-361-0024(代) 〒600-8103 京都市下京区五条通堺町東入る北側
(大阪) 大阪府民共済生活協同組合	☎06-6533-5566(代) 〒550-0015 大阪市西区南堀江1-22-13
全国共済	
(神奈川) 神奈川県総合生活協同組合	☎045-222-3070(代) 〒231-0014 横浜市中区常盤町5-60

共済元受団体(厚生労働省認可) **全国生活協同組合連合会**
〒336-8508 埼玉県さいたま市南区沼影1-10-1 ☎048-845-2000(代)

傷害共済 保障額一覧表

ご加入の保障内容を必ずご確認ください。

お手元の「傷害共済加入証書」をご覧ください。あなた様のご加入の保障内容を必ずご確認ください。

病気を原因とするものについての保障は含まれていません。

加入コース		傷害共済
月掛金		1,000円
入院	交通事故 5日目から184日まで	1日当たり 10,000円
	不慮の事故 5日目から184日まで (交通事故をのぞく)	1日当たり 10,000円
通院	交通事故 *14日以上 90日まで	実通院当初から 1日当たり 2,200円
	不慮の事故 *14日以上 90日まで (交通事故をのぞく)	実通院当初から 1日当たり 2,200円
後遺障害	交通事故	1級(重度) 13級 1,000万円～ 40万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級(重度) 13級 1,000万円～ 40万円
死亡	交通事故	1,000万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1,000万円
ご家族の事故による死亡		1人につき 50万円
ご家族の事故による重度障害		1人につき 5万円

※上記の通院保障は、実通院日数が14日未満でも入院日数を含めて14日以上の場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院が保障の対象となります。

※重度障害の範囲は当組合の定めによります。

※「ご家族」とは、ご加入者と同一世帯に属し、住民票によって同一住所に居住していると認められる方をいいます。ただし、勤務や修学、療養などの事情により住居を異にされている方を含みます。

※保障は満80歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。